

《 取引先コード登録届出書等 提出のお願い 》

毎度お引立てに預かり誠に有難うございます。

お取引を希望される協力会者には、『取引先コード登録届出書』をご提出いただいております。
つきましては、別紙の『取引先コード登録届出書』に必要事項をもれなくご記入・ご入力・ご捺印の上、**弊社担当者**までご返送下さいますようお願い申し上げます。

記

【返送書類】	確認欄
○取引先コード登録申請書(両面印刷)・・・入力・記入・押印漏れはございませんか？	<input type="checkbox"/>
○建設業許可書等業務に必要な許認可(写し)	<input type="checkbox"/>

なお、正式に取引を開始するにあたりましては、当社規定により決裁が必要となります。

場合によっては、ご希望に添えない事もございますので、予めご了承いただきようお願い申し上げます。

取引先コード登録申請書についてのお願い・注意事項

- 「**新規/変更**」を選択されましたら、入力・記入例をご参照の上、もれなくご入力・ご記入・ご捺印願います。
- **登録内容に変更**が生じた場合、速やかに変更届をご提出願います。
(その場合、既に取得している、取引先コードをご入力・ご記入願います。)

- 『**秘密保持誓約書**』・『**反社会的勢力排除に関する誓約書**』の内容確認を必ず願います。
- ご入力・ご記入されたFAX番号もしくは**メールアドレス**へ、「支払通知書」を送信致します。
- 印刷は、『取引先コード登録申請書』(表面)、『秘密保持誓約書』・『反社会的勢力排除に関する誓約書』(裏面)にて、**[両面印刷設定]**の上、普通紙**白A4サイズ**で願います。

なお、両面印刷がなされていない場合、再提出をお願いする場合がありますので、提出の際はもう一度ご確認ください。

☆登録完了後、貴社のご入力・ご記入されたFAX番号へ、「**取引先コード完了のお知らせ**」を送信致しますので、**弊社指定請求書の取引先コード**に請求の際は、その番号をご入力・ご記入をお願い致します。

【個人情報のお取り扱いについて】

貴社よりご提出いただきました個人情報のお取り扱いにつきましては、プライバシーポリシーに従い、下記の利用目的の達成のために、必要な範囲で利用させていただきます。

- ①弊社の発注先管理のため
- ②弊社又は提携先で取り扱う商品・サービス・各種イベント・セミナー・キャンペーンなどのご案内、その他営業活動のため
- ③サービス向上等を目的とする各種アンケートを実施するため
- ④その他貴社との取引を行う上で必要となる活動のため

「新規」か「変更」のいずれかを選んで下さい

入力日をご記入下さい

当社申請 担当者氏名	〇〇〇〇	取引先コード登録届出書	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 / <input type="checkbox"/> 変更	申請日 2020年 12月 17日
取引先	取引先コード登録届出書 記入例			
会社名(商号)	株式会社 〇〇工業	代表者印 (登記印・実印)		請求・領収印鑑
代表者氏名	代表取締役 取引三郎	押印箇所① 「代表者印」です		

当社は、裏面記載の『秘密保持誓約書』及び『反社会的勢力排除に関する誓約書』の内容を確認し、これを誓約致します

フリガナ	トウキョウト〇〇ク△△チョウ			押印箇所② 「請求・領収印」です
取引住所	〒 123 - 4567	東京都〇〇区△△町8-9		
フリガナ	カ) 〇〇コウギョウ	工事・営業種目	防水・下地工事	
会社名	株式会社 〇〇工業		下記紙希望の方は、 こちらに支払通知書が 送信されます	
フリガナ	トリヒキ サブロー	代表者名	M・T・S・H)	
代表者名	取引 三郎	45年 12月 18日生	下記電子化希望の方は、 こちらに支払通知書が 送信されます	
電話・FAX	TEL (0123) 45 - 6789	FAX (0123) 45 - 6785		
※請求送付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 請求書電子化送付希望	<input type="checkbox"/> 従来通り紙での請求書希望	※詳細は当社ホームページ 『指定書式ダウンロード』のご案内参照	
※メールアドレス	surf39 @ gmail.ne.jp		※支払通知書他ご案内・お知らせ・連絡用	
資本金	500万 円	従業員数	12 人	創業年月日 (M・T・S・H) 63年 12月 10日
建設業許可番号 及び取得年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都 知事 <input checked="" type="checkbox"/> 一般	20 第	1 2 3 4 5 6 号	H20年 5月 8日
その他登録許可番号 及び取得年月日	★ 一般労働者派遣事業許可 (般) 22-456789			H22年 11月 11日
保険の加入状況	健康保険	<input checked="" type="checkbox"/> 加入 ・ <input type="checkbox"/> 未加入 ・ <input type="checkbox"/> 適用除外	保険組合名 [〇〇〇〇 保険組合]	
	厚生年金保険	<input checked="" type="checkbox"/> 加入 ・ <input type="checkbox"/> 未加入 ・ <input type="checkbox"/> 適用除外	保険番号 [〇〇-〇〇〇〇]	
	雇用保険	<input checked="" type="checkbox"/> 加入 ・ <input type="checkbox"/> 未加入 ・ <input type="checkbox"/> 適用除外	保険番号 [〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇]	
	労災保険	<input checked="" type="checkbox"/> 加入 ・ <input type="checkbox"/> 未加入 ・ <input type="checkbox"/> 適用除外	保険番号 [〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇]	
	請負損害賠償責任保険	<input checked="" type="checkbox"/> 加入 ・ <input type="checkbox"/> 未加入	その他 [労災上乗せ保険・一人親方]	
再下請支払条件	20 日締・ 翌月20 日支払・現金(振込)手渡し) 80 %・手形(郵送・その他) 20 %			
従業員給与支給状況	末 日締・ 翌月10 日支払・現金(振込)手渡し)			
振込先金融機関	銀行名	〇〇〇 銀行 △△ 支店		
	銀行コード	1 2 3 4	支店コード	0 5 6
	預金種別	当座 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 普通	口座番号	1 0 2 0 3 0 4
	フリガナ	カ) 〇〇コウギョウ		
口座名義	株式会社 〇〇工業			

- ◇ 貴社との取引は、上記名義、業態及び印鑑をもって行いますので、届出致します。なお、届出内容に変更がある場合は、遅滞なく貴社に通知し、改めて本書を提出致します。
- ◇ 貴社から当社に支払われる代金は、上記口座へお振込下さい。当社ではお振込をもって当該代金を受領したものと認め、領収書は発行致しません。また、金融機関に対する振込手数料は当該代金(3万円以下の場合除く)から差引願います。

(サーフ通信事項)	★協会の活動に必要な費用を『サーフ安全協力会会則』に基づき、支払代金より相殺致します。
	★本書及び提出書類については、取引有無に関わらず、貴社にご返却致しませんので、予め御了承下さい。

秘密保持誓約書

(2018.6版)

当社（裏面、取引先コード登録申請者）は、貴社（株式会社サーフ）との取引に伴い知り得た貴社の秘密情報（以下、「本件情報」という）について、下記の各条項を遵守することを誓約します。

記

第1条（本件情報の定義）本件情報とは、以下の情報とします。

- ①貴社が当社に対し、書面・口頭その他伝達方法・媒体の如何を問わず開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した貴社の技術上又は営業上の情報
 - ②貴社との取引において締結した契約書等権利義務に関する書面（以下「原契約」という）の内容
 - ③個人情報保護法に規定される個人情報
- (2) 前項に該当する情報であっても、次の各号のいずれかに該当する情報であることを当社が書面により立証できるものは、本件情報から除外するものとします。

①当社が開示を受けた際に、既に公知・公用であった情報

②当社が開示

③当社が開示

④貴社との

⑤法令、政

に、その要

第2条（本件

保持するも

(2) 当社は、

し、かつ、次の各号に定める事項を遵守するものとします。

- ①貴社からの事前の承諾がある場合を除き、第三者に開示しないこと
- ②本件情報を、提供時に貴社が明示した利用目的のみに使用し、その他の目的には一切使用しないこと
- ③目的外利用、漏洩、紛失、改ざん、盗用等の防止、その他本件情報の適切な管理のために必要な措置を講じること
- ④貴社の指示に従い、本件情報を正確かつ最新の内容にて保管すること
- ⑤貴社の事前の許可なく本件情報の複写もしくは複製を行わないこと
- ⑥本件情報につき、常に授受の状況を明確しておくこと

(3) 当社は、自己の責任において、当社の従業員その他原契約に従事する者に本誓約における当社の義務と同一の義務を負担させ、これを遵守させるものとします。

(4) 当社は、貴社が本誓約内容の履行のため所要の措置を講ずることにつき、随時当社に対して指導又は指示を行うこと、及び当社承諾のもとで、必要に応じ当社の事務所・施設に立ち入ることについて了承します。

第3条（事故発生時の対応）当社は、本件情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗難等の事故（以下「漏洩事故」という）を発生させた場合又はそのおそれがある場合、直ちに貴社にその旨報告し、自己の責任と負担により適切な措置を講じるものとします。

(2) 貴社の指示があるときは、前項に定める報告を直ちに書面にて行うものとします。

第4条（再委託他）当社は、原契約の一部又は全部を第三者に委託又は再請負させる場合には、本件情報の保護について、当該第三者に本誓約に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとし、かつその義務の履行につき当社が貴社に対して責を負うものとします。この場合、当社は、貴社の要請があるときは、当社と当該第三者との間で締結された契約に関わる書面を貴社に開示するものとします。

(2) 当社は、貴社から指定のあった情報の一部又は全部について、第三者に開示することは致しません。

第5条（本件情報の返却）当社は、貴社から開示を受けた資料等（原本、複写、複製等含む）を原契約が終了したとき、もしくは原契約終了前に不要となったとき又は貴社から返還又は廃棄を求められたときは、遅滞なくこれらを返却又は廃棄するものとします。

(2) 貴社の指示があるときは、返却又は廃棄の結果を書面にて報告するものとします。

第6条（秘密保持期間）当社の本件情報に関わる秘密保持期間は、本件情報の取得から3年間とします。

(2) 前項の期間に関わらず、本件情報の秘密性の鑑み秘密保持期間の延長が必要とされる場合は、貴社との協議により改めて秘密保持期間を決定するものとします。

第7条（損害賠償）本契約に違反し、貴社又は第三者に損害を与えた場合は、当社は当該損害を賠償するものとします。

第8条（優先契約）本契約は秘密情報等の保持に関する基本条項を定めるものであり、貴社との間で別途秘密情報等の保持に関し異なる定めがある場合においても、本契約の各条項が優先するものとします。

但し、本契約後に秘密保持に関し新たな誓約を行い、又は別途契約を別途締結した場合において、本誓約の定めにより優先する旨の定めがあるときは、新たな誓約又は契約を優先するものとします。

第9条（協議）本契約に定めのない事項、又は本誓約の解釈等に疑義が生じた場合には、その都度、貴社と誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

反社会的勢力排除に関する誓約書

(2018.6版)

当社は、貴社と工事請負契約等の取引するにあたり、以下の項目についていずれも該当しないことを表明し、並びに将来にわたっても該当しないことを誓約します。また、以下の項目のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及びこの表明、誓約が虚偽の申告であることが判明した場合は催告無しでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともにこれにより損害が生じた場合は、一切当社の責任とすることを表明、確約いたします。

記

1. 当社は現在又は将来にわたり次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しません。

- ①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力団等、⑥その他前各号に準ずるもの

2. 当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しません。

- ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③反社会的勢力等に対して貸金等を提供し又は便宜を供与する等の関係
- ④その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3. 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行いません。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

4. 当社は、この工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせる場合は、本書と同様の表明、確約を当該第三者（当該第三者が更に別の第三者に委託又は請け負わせる場合は、当該別の第三者を含む）に求めるとともに、当該第三者が各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、当該第三者との契約を解除するなど必要な措置を講ずるものといたします。